

(2) 歴史的要素

歴史的要素については、名勝指定地外に存在するものであっても、二見浦の文化的価値と緊密に関係しているものがある。

例えば、御塩浜で行われる採鹹は、元は御塩殿神社の前浜で行われており、御塩作りに欠かせない工程であるので、御塩殿祭との調整を図りつつ、現状の形態を維持することに努める。

高城神社の施設と石碑は現状維持に努め、新設の場合は周辺環境に配慮し整備を行う。砲台跡についても適切な保存管理を行い、遺構の保護に努める。

(3) 社会的要素

二見浦公園前の海岸護岸とのり養殖が挙げられる。海岸護岸は主要展望地、旅館街・二見浦公園からの風致景観の維持に留意するものとする。護岸や堤防等、海岸保全施設に係る工事を行う場合には、汚濁防止膜の設置等により、周辺海域の水質保全に努めることとし、施工時期についてのり養殖の時期を考慮し、調整を図るものとする。

4 広域周辺地区（西・溝口・松下・今一色地区）

(1) 歴史的要素

西には山田奉行・花房志摩守ゆかりの2つの市指定文化財（花房志摩守供養碑・箕獅子舞）があるため、伊勢市文化財保護条例の規定に基づき、その保護に努める。特に、箕獅子舞は平成6年（1994）に復活したものの、平成14年（2002）以降は大幅に規模を縮小しているため、行事の保存継承に努める。

溝口には神宮御園があり、諸祭典にお供えする野菜・果物が栽培されているため、御塩浜での御塩作りと同様、現状の形態を維持することに努める。

松下の神前海岸で行われていた贊海神事は明治初期に廃絶したが、その準備奉仕として行われたと考えられるこうざき ふしん神前普請（市指定文化財）は現在も行われているため、伊勢市文化財保護条例の規定に基づき、行事の保存継承に努める。

(2) 社会的要素

今一色は、かつて生産していた伊勢鎌の鍛冶屋は失われたものの、ノリ養殖が盛んな漁業集落の形態やまちなみをよく残しており、文化的景観としての価値を有するものと見られるため、集落の景観保全に努める。

第4節 現状変更等の取扱

1 現状変更等の考え方

第2節において示した保存管理の方法を踏まえ、各地区において予想される各種の現状変更等に対する取扱の考え方に関する共通事項を以下のとおり整理する。

(1) 文化財保護法の規定

名勝の指定地における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、「文化財保護法第125条第1項」に次のように規定されている。

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

なお、「同条第2項」には、第1項ただし書について次のように規定されている。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

この「同条第2項」に基づき、維持の措置の範囲については「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条」に次のように規定されている。

法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

以上の条文に基づき、名勝二見浦の指定地における現状変更等を以下のとおり整理する。

(2) 許可申請又は同意の協議を要する行為

① 現状変更

名勝の指定地内で現状に形態的又は質的に何らかの改変を行う行為を指す。

具体的には、以下のようない行為が想定される。

- 建築物の新築、増築、改築又は除却（移築を含む。）
- 工作物の設置、改修又は除却（移設を含む。）
- 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形質の変更
- 木竹の伐採及び植栽

② 保存に影響を及ぼす行為

名勝の指定地内において、現状を物理的に改変するものではないが、何らかの形で名勝に影響を及ぼす行為で、指定地内のみならず指定地外における行為をも含むものである。これらの行為については、個々の事案ごとに検討し判断するものとするが、具体例としては野外における資材や塵芥等の集積・残置等が想定される。

(3) 許可申請又は同意の協議を要しない行為

個別の案件について以下のような事案に該当するか否かについては、伊勢市教育委員会、三重県教育委員会及び必要に応じて文化庁をも含め、相互に連絡調整を緊密に行いつつ、判断することとする。

① 現状変更等における維持の措置

現状変更等のうち、許可申請又は同意の協議を必要としないもの（維持の措置）については、前掲した「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条」の各号に示すとおりであり、以下のような行為が想定される。

- マツクイムシ被害のあるマツの伐採（同条第二号　名勝が、き損・衰亡している場合、拡大防止のため応急措置をするとき）
- 枯損木の伐採（同条第三号　名勝が、き損・衰亡し復旧が明らかに不可能な場合、当該部分を除去するとき）
- き損した案内板等の撤去（同条第三号　名勝が、き損・衰亡し復旧が明らかに不可能な場合、当該部分を除去するとき）

② 現状変更における非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合である。災害復旧に係る恒常的な施設の設置は含まない。以下のような行為が想定される。

- 斜面崩壊（拡大）防止のための崩壊危険土砂の掘削・除去
- 流出した土砂・樹木等の撤去
- 床上・床下浸水防止用土のう・排水管・立入禁止柵等の設置
- 災害等の緊急時に公的機関等が設置する簡易な注意板・表示板等の応急の措置

③ 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合

日常的な管理のための行為がこれに該当する。ただし、個別の事案に即し、管理のための行為に属するか否かの判断が必要となる場合があるので、事前に管理団体である伊勢市との協議が必要である。以下のような行為が想定される。

- 宗教行事・祭礼及び、これらに付随する行為
- 清掃・除草・樹木の剪定
- 流木・ゴミ等の除去
- 森林管理のための間伐・枝払い・下刈り
- 病害虫防除のための防除剤の樹幹注入等の措置

(4) 現状変更等の取扱に関わる共通事項

名勝二見浦を適切に保存管理する上で、現状変更等の取扱に係る共通事項を次のとおり定める。

- 名勝二見浦の保存管理上、支障をきたすものでないものとする。
- 自然公園法、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例等、関係する各法